

「杉並区の犯罪被害者支援の取り組み」について

1. 杉並区の取組状況

(1) 条例制定までの取組

平成15年 9月	第3回区議会定例会において、条例制定に関する一般質問
平成16年10月	条例制定に向けた専門家検討会を設置（オブザーバー・区内三警察署）
同 17年 4月	専門家検討会からの答申
同 5月	関係課職員による内部検討を開始
同 7月	区民意見提出手続き、犯罪被害者との意見交換会実施
同 10月	専管組織を設置 ・ 「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定
平成18年 4月	条例施行（施行後3年を目途に検討）

(2) 条例制定後の取組

- 条例に定める支援策を具体的に実現するための規定整備
（「杉並区犯罪被害者等支援条例施行規則」「杉並区犯罪被害者等日常生活支援実施要綱」の制定、「杉並区応急小口資金貸付条例施行規則」「杉並区高齢者専用居室入居特例措置取り扱い基準」の整備）
- 日常生活支援ヘルパーの派遣事業者選定
- 警視庁・警察署等、関連機関との調整
- 福祉事務所・保健センター等関係部署との調整
- 相談業務の専門性を高めるため、支援担当職員を長期研修派遣
- 職員向け講演会「犯罪被害者支援」の実施

(3) 事業周知

広報すぎなみ（3回）・報道機関への情報提供（4回）
ポスター掲出・リーフレット配付（区の関係施設、区内警察署・交番、町会掲示板等）
町会長会議・民生委員会・保護司会等での制度説明

2. 犯罪被害者等支援条例の概要等

＜目的＞ 犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

＜理念＞ 基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活の不利益等の軽減に資するほか、犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行う。

＜特徴＞ 区民の生活全般に関わっている最も身近な区が、新たな支援策と既存の制度を活用し、個々の実情に応じ、きめ細かく、途切れることなく体系的・総合的に支援を行うことで、犯罪被害者等の心身の苦痛と生活上の不利益を軽減し、平穏で安全な生活の回復を効果的に図ることができる。

項 目	内 容
職員体制	犯罪被害者支援担当係長 + 相談員 2 名（嘱託職員） （担当係長は平成 17 年 10 月 1 日配置、相談員は 4 月 1 日配置）
職員研修	< 担当者 > ○ 担当係長は、17 年 10 月 20 日～12 月 28 日の 2 か月強、（社）被害者支援都民センターに実地研修派遣し、支援者としての電話や面接相談の受け方、付き添いなど直接的支援についての知識・技能を習得。その後も、内部研修や全国レベルの研修会等へ参加している。 ○ 相談員については、配属内定後、担当係長からの事前研修及び都民センターの研修等に参加し、支援者としての知識・技能を習得に努めている。 < 一般職員 > 18 年 3 月 1 日、講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、置かれている深刻な状況、支援の必要性等について理解を深めた。（参加者 103 名） （都民センター事務局長 大久保恵美子氏の講演と犯罪被害者本人の体験談）
総合支援窓口の設置	○ 犯罪被害者等のプライバシーや安全の確保に十分配慮し、電話相談室と面接相談室を設けた。また、相談専用電話も設置した。 ○ 相談に応じ、助言や情報提供、関係部署・関連機関・団体等との連携・調整、各種手続きの手伝い。場合によっては警察署や裁判所、病院等への付添を行なう。
一時利用住居の提供	< 対象者 > 区内在住者で、警察署に被害届を出しているなど、客観的に被害を受けたことが確認できる犯罪被害者等で、 再被害を受ける恐れがあり、緊急に転居が必要である 従前の住居が犯罪等の現場となり、当該住居に居住することが困難である その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である < 短期利用 > 一週間を限度とする（特別な理由がある場合は一ヶ月を限度として延長可）。一週間は無料（ただし、光熱水費等及び延長の場合の当該施設の賃借料等は原則自己負担）。布団についても、一週間は無料で提供する。 < 中期利用 > 一年間を限度とする（特別な理由がある場合は三ヶ月を限度として延長可）。当該住居の賃貸料等は、原則としてすべて自己負担。
日常生活への支援（家事・育児支援）	< 対象者 > 区内在住者で、警察署に被害届を出しているなど、客観的に被害を受けたことが確認できる犯罪被害者等で、 犯罪等により生じた傷病又は精神的苦痛により、家事及び育児等が困難である 犯罪被害者等の介助等のため、家事及び育児等が困難である < ヘルパー > 犯罪被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣する < 派遣時間 > 平日の午前 9 時から午後 5 時の間とし、家事援助は 1 日 3 時間以内、育児支援は 1 日 2 時間以上 8 時間以内。（特別な事情がある場合は、午前 7 時から 9 時、午後 5 時から 10 時の間も可とする） < 利用料 > 原則、所得に応じての応能負担

資金の貸付	<対象者> 区内在住者で、警察署に被害届を出しているなど、客観的に被害を受けたことが確認できる犯罪被害者等で、被害を受けたことが原因で、緊急に資金が必要な方 <貸付方法> 現行の杉並区応急小口資金貸付条例を活用し、手続等をより簡素化することで借りやすくする <貸付額> 30万円以内（無利子、要連帯保証人。ただし10万円以内は不要） <償還> 6か月据え置き後、30万円の場合は30か月以内に償還
関連機関・団体等との連携	警視庁・・・「警察証明事務取扱要綱」の改正 警察署・・・ ○杉並区の「犯罪被害者支援制度」の紹介 ○区内警察署の「杉並犯罪被害者支援ネットワーク」に加盟している事業者（不動産業者等）の利用 ○事件・事故が発生した場合、地域の安全性の確保などの必要性から、対応を相談 ○警察署と合同での「犯罪被害者支援」のPR活動等 被害者支援都民センター ○杉並区の「犯罪被害者支援制度」の紹介 ○内部研修や全国レベルのセミナー等への参加 ○スーパーバイザー的な存在として、助言を受ける
関係部署との連携	○支援は有用な既存の施策も活用していくので、必要に応じて支援調整会議等を行い、相互の役割分担を明確にしたうえで、円滑な支援を行っていく ○各部署で既に構築されている関連機関・団体等も有効活用していく ○区の施策としてすでに実施している支援策（交通事故・家庭内暴力・児童虐待・高齢者虐待・消費者被害）と調和・調整を図りつつ相互に連動し、体系的・総合的な支援を行なっていく ○保健センター・福祉事務所とは、連絡窓口を一本化している
地域における支援体制の構築	平成18年度実施の「すぎなみ地域大学」で、区民の中から犯罪被害者支援員（入門・実践コース修了者）を養成し、犯罪被害者支援事業に参画してもらう
事業実績	相談 <件数> 36件 具体的支援 <件数> 0件
その他	<視察> （3件） 県庁職員及び県警 <取材>（2件） テレビ・ラジオ <電話等による問い合わせ>（10数件） 自治体、新聞社、学生等

杉並区犯罪被害者支援のイメージ

